2　申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3)　申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
相続税又は贈与税の見込額
（提出書類）
申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(4)　申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。
遺産の分割により負担する債務の金額
（提出書類）
遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5)　申請者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。
遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額
（提出書類）
遺留分侵害額の請求に基づき金銭の支払を命ずる判決書又は金銭を支払う旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(6)　その他諸費用が生じたこと。
諸費用の内容と金額
（提出書類）
諸費用が生じていることを証する書類

（留意事項）
本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。
本支援措置については、主たる取引関係を有する金融機関を通じて申し込むものとする。

4　申請者が会社であり、その代表者が法第14条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1)　申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。
取得する株式等の価格
（提出書類）
1　認定申請日における株主名簿の写し
2　申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

(2)　申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称と価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額
（提出書類）
1　申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
2　申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(3)　申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
相続税又は贈与税の見込額
（提出書類）
申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(4)　申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。
遺産の分割により負担する債務の金額
（提出書類）
遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5)　申請者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。
遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額
（提出書類）
遺留分侵害額の請求に基づき金銭の支払を命ずる判決書又は金銭を支払う旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書